

2010年9月7日

環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦

担当ワーキンググループ主査 柳 憲一郎

Bangladesh国ダッカ都市交通網整備事業準備調査 助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2010年8月20日（金）14:00～16:00
 - ・場所：JICA 本部（会議室：2階 229 テレビ会議室）
 - ・ワーキンググループ委員：石田委員、田中委員、岡山委員、柳委員、村山委員、平山委員、長谷川委員、山本委員、武貞委員、松下委員、松行委員
 - ・議題：Bangladesh国 ダッカ都市交通網整備事業準備調査（フェーズ2）に係るスコーピング案についての助言案作成
 - ・配付資料：1) Bangladesh国 ダッカ都市交通網整備事業準備調査助言委員会資料
- ・適用ガイドライン：環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（2002年4月）
（助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり助言を行う）

全体会合（第3回委員会）

- ・日時：2010年9月3日（金）13:30～
- ・場所：JICA 本部（会議室：1階 113 会議室）

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

スコーピング案の書き方、示し方について（P27の表に関して）：

1. 総合評価のありかた
 - （1）工事期、運営期それぞれの総合評価を示すこと。特に工事に係る評価は、

公害基準等に照らし合わせて記載する。基準値を上回る工事がある場合には、その内容を具体的に備考に加えること。

- (2) 運営時における環境改善の見込みはできるだけ詳細に算出し、現状あるいは特段の対策を講じないままにした場合よりも、どれだけの効果が見込まれるのか数字で示すこと。それによってA-C評価をすること。
2. 社会環境の項目に「社会的合意」あるいは「ステークホルダー協議（の有無）」を加えること。

土地利用状況について：

3. 土地利用状況を具体的に示しつつ計画路線を明示すること。

影響評価について：

4. P28 表中の下から2つ目と下から3つ目を統合すること。

スコーピング及びTORについて

5. 「5. 騒音・振動」の「負の影響要因」の項で、供用時の評価は「C」であるが、鉄道（高架）騒音により「-B」の評価とすべきである。関連して、項目ごとの評価の記述表「騒音・振動」の項（P29）では「供用後は・・・騒音・振動レベルの増加が想定される」と表記されている。
6. 「6. 地盤沈下」の「総合評価」は「-D」（影響は軽微で今後の調査は不要）となっているが、地盤・地質等の調査を行い地盤等の現状を把握しないと、影響は軽微と判定できない。したがって、この項は「C」とすべきである。
7. 「8. 地球温暖化」の「正の影響要因」の「交通容量の増大」は、交通渋滞の緩和等に貢献して「+B」の評価に修正すべきである。「1. 大気汚染」の項と同じ評価とすること。
8. 「9. 影響項目（スコーピング案）」での評価結果と「10. EIA 調査のTOR」内容の一貫性、整合を図ることで、環境社会項目やそれらの調査・予測方法等のスコーピング（絞り込み）過程を明確にすること。
9. 「9. 影響項目（スコーピング案）」
 - (1) 大気汚染
個別項目の内容を見る限り、総合評価が+Bになるとは判断しにくい。+-両面から再検討すること。
 - (2) 地球温暖化
総合評価が+Bであるのに対して、9-1で大きな影響があると判断するのは整合性を欠く。+-両面から再検討すること。

(3) 生態系

街路樹の消失が含まれているので、「樹木の消失」については-B とすることを検討すること。

10. 正の影響要因：鉄道建設によるモーダルシフトを一項目として加えることを検討すること。

11. 社会環境「13. 景観」の「負の影響要因」の項で、供用時には「-B」評価とすべきである。鉄道高架施設の存在により周辺の景観が圧迫、阻害される。また、この趣旨で項目ごとの記述表の「景観」の項 (P30) の記述内容を改めること。

12. その他「1. 事故」の「正の影響要因」の項で、供用時の「交通容量の増大」により「+B」(交通事故に関して全体として正の影響(改善)となる)が妥当である。また、この趣旨で項目ごとの記述表の「事故」の項 (P30) の記述内容を改めること。

13. 大きな影響が想定される項目に関する評価理由記載要領として、6つの路線区間ごとに正と負の影響を分けて各影響項目の評価理由を記載すること。

14. 構造形式の代替案の評価、表8-6の記述 (P25) に関して

(1) 高架構造案の場合に、技術面、環境社会面では、駅舎や高架施設の建設に伴い道路上に構造物設置が行われることから、道路交通を阻害する可能性、これらの構造物により住民移転が発生する可能性、鉄道騒音の発生の可能性、について言及すべきである。

(2) 高架構造の場合には、建設予定の都市部は低地であること、地域一帯がガンジス川等のデルタ地帯であること等から地盤が軟弱のおそれがあり、重量のある高架施設により地盤面に相当な加重がかかることになる。「建設に伴う掘削深さは浅くて地盤沈下はほとんど発生しない」と記述があるが、この点の記述を丁寧に行うべきである。

EIA調査TORについて：

15. 「10-2 調査項目」(P33) では、自然環境調査では、大気質、水質、騒音・振動、荒地部の動植物調査があげられているが(表10-1)、地盤、地形・地質の調査を追加する必要がある。

16. 工事中の資材搬入、工事作業、産業廃棄物による影響と対策について調査、言及すること。また、建設資材のライフサイクルフロー(どこからどの量を移動し、どこへどの量を移動・処分するのか)もできるだけ明らかにすること。

17. 車を利用する人たちを MRT 利用にシフトするため、適正な鉄道運賃設定を検討すること

18. 雇用、生計手段等の地域経済への影響について、路上の物売り、バス利用者、バス会社（経営者、バス従業員）等についても社会経済的現状を調査し、影響の種類を把握の上、緩和策を検討すること。また、営業補償に関する調査も合わせて実施すること。

19. 非自発的住民移転、生活手段、社会的弱者にかかる調査については、商業施設の移転によって影響を受ける商業従事者を含める形で、本事業により影響を受ける様々な人々を対象とすること。

20. 高架による建設が計画されている区間では、近隣に中層以上の建築物がある場合に、中層階への騒音による影響も考慮すること。

21. 住民移転政策への対応案が具体的に実施されるために求められる、住民移転計画書の作成支援に必要な具体的調査の内容について、明示すること。

22. 調査 TOR においては、以下の点に配慮すること。

非自発的住民移転（より広くは社会的影響）に関しては、社会経済調査を通じて、以下について、十分な検討と配慮が必要であると考えられる。

（1）補償対象者

ア) 非正規居住者

イ) 社会的弱者の確認と配慮（例 ステークホルダー協議への参加や補償支払い時の手続きなど）

ウ) 商業者（店舗を持つ者と店舗を持たない者（例 屋台など）双方を含む）

エ) 短期的（季節的）居住者（居住地域）（例 出稼ぎ）

（注：アからエのカテゴリーは排他的なものではなく重なり合う部分もある）

（2）補償内容

ア) 補償対象者とその生計などへの影響の確認

イ) 対象者ごとに必要な補償策（内容および手続き）、生活再建策（営業補償や失業補償も含む）の検討

ウ) 住民の受ける影響のうち、特に職業転換の必要性や職場へのアクセスへの影響を検討すること。

特に、住民移転政策への対応案のうち、「再取得価格による家屋の損失補償」に関する表現についてやや消極的な印象を受けるため、相手国による確実な実施に向けた支援をお願いしたい。

エ) 移転／再定住が必要な住民の子どもの就業機会、就学機会、学校への物理的なアクセスとその安全について検討すること。

オ) 立ち退き対象者と非対象者、立ち退き対象者間など、コミュニティ内における対立・分裂のリスクについて検討すること。

カ) 移転地（先）が用意される場合、従前よりその近隣に暮らす人々（ホスト・コミュニティ）への影響（移転者との軋轢の可能性を含む）を検討する

こと。

23. 調査後に検討される補償・生活再建策に関連して検討が必要と思われる以下の点に関して相手国政府が実施するよう促すこと。ただし、今回の調査結果に応じて今後変更される可能性がある。

(1) 家屋等の損失補償は非正規居住者も含め再取得価格による実施を最低限のものとして実現を促すこと。

(2) 上記とあわせ居住環境に関しては、単なる家屋の再取得にとどまらず、近隣の簡易なインフラ整備などを通じて、居住環境の改善となるような補償策を検討、実施を促すこと。

(3) 各補償対象者への補償や生活再建策（影響緩和策も含む）については、ステークホルダー協議を通じて十分に補償対象者の意見や要望を聴取して検討、実施を促すこと。

(4) (3) に際しては、特に職業転換が必要な場合の就業支援、職業訓練、求職期間中の生活支援、職場への新たなアクセス手段の確保などを検討、実施を促すこと。

(5) 設定されるステークホルダー協議の場（いわば公式の場）以外にも、住民の苦情や不満を随時受け付けられるオープンかつインフォーマルな仕組みを検討、設置を促すこと。

(6) 影響を受ける住民の生活再建にはある程度の時間がかかることを念頭に、各種生活再建策（影響緩和策）については、中長期的な手当の必要性も検討し、実施を促すこと（例 更なる職業転換への支援や次世代への配慮（子どもへの奨学金等教育支援、子どもへの就業支援））。

(7) (必要に応じ) ホスト・コミュニティ対策を検討、実施を促すこと。

自然環境調査について：

24. 自然環境調査には水質項目も含まれると考えられる。その場合、9月の雨季だけでなく乾季調査も追加すること。

ステークホルダー協議について：

25. ステークホルダー協議の参加者への周知の方法として、字の読めない人にも情報が行くような工夫（例：コミュニティ組織を通じた声かけ、宣伝カーなどによる情報の周知）をすること。

26. ステークホルダー協議において、字の読めない人も含めて、すべての人が事業を十分に理解できるような説明方法の工夫をすること。

27. ステークホルダー協議で説明される内容について、この協議会以外で関係者が情報を得る、意見を伝える方法を検討すること。

28. ステークホルダー協議の内容が、移転対象となる住民を含めているのか、地区住民だけを対象にしたものかが判然としない。移転対象となる世帯への協議の内容を明確に示すとともに、協議のメンバーには、住居の移転のみならず、商業目的の家屋の移転対象も含めて行うよう努めること。また、参加者の属性として、本事業によりどの程度影響を受けるかを記録し、RAPの作成支援を行うために十分な内容を協議内容に含めるよう努めること。

29. ミーティングには、建物を壊される可能性がある農業コンプレックスの人達も参加させること。

以上